

議案第 83 号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和 50 年杉並区条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改め、「第 22 条第 7 項」の次に「（公的個人認証法第 22 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第 1 項」を「公的個人認証法第 22 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用して行う多機能端末機による印鑑登録証明の申請等に係る規定を設ける必要がある。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

[illegible]

（公的個人認証法第22条の3第2項
において準用する場合を含む。）の規
定により公的個人認証法第22条第1
項に規定する個人番号カード用利用者
証明用電子証明書が記録されているも
のに限る。）又は電気通信事業法（昭
和59年法律第86号）第12条の2
第4項第3号ロに規定する移動端末設
備（公的個人認証法第35条の2第1
項に規定する移動端末設備用利用者証
明用電子証明書が記録された電磁的記
録媒体が組み込まれたものに限る。）
を使用して、印鑑登録証明書の交付を
申請し、その交付を受けることができ
る。

2 略

_____の規
定により同条第1項
_____に規定する個人番号カード用利用者
証明用電子証明書が記録されているも
のに限る。）又は電気通信事業法（昭
和59年法律第86号）第12条の2
第4項第3号ロに規定する移動端末設
備（公的個人認証法第35条の2第1
項に規定する移動端末設備用利用者証
明用電子証明書が記録された電磁的記
録媒体が組み込まれたものに限る。）
を使用して、印鑑登録証明書の交付を
申請し、その交付を受けることができ
る。

2 略